

1 金 沢 志 津 夫 議 員

- 1 町民本位の財政運営を
- 2 町の漁業政策を具体的に問う



1 町民本位の財政運営を

令和6年度岩内町一般会計予算案は、総額97億円と前年度予算から15億円増の大型予算案となっております。

歳出では義務教育学校建設に伴う教育費が全体の29.1パーセントと突出しており、これにより新たに発生する町債も含めた町債全体は、歳入における割合が20.7パーセントと1.26倍以上に膨れ上がっていますが、学校建設に伴い、今後の財政運営はどのような影響が想定されるのか伺います。

今、町民はコロナ禍の影響をまともに受け、回復の遅れによる地域経済の低迷と物価高騰で二重の生活苦にあえいでおり、これまでの経済対策で救われた部分もありましたが、町全体の景気は依然として冷えきったままの状態が続いています。

今後も国・道からの経済対策が継続される見通しはあるのか、町独自の経済対策はどのように展開されるのか伺います。

岩内町の人口は1万1千人と減少し、空き家が目立ち、少子高齢化と若者の地方離れが進み、町税など自主財源の確保も厳しい状況の中、町有地売却、ふるさと納税等で財政の健全化を目指していますが、人口減少対策の具体的施策が見られません。

地域によっては限界集落も発生している自治会・町内会もあり、早急な対策が求められます。

全国の過疎地が人口減少に悩む中、効果的な先進地事例もあり、すべての知恵を結集し庁舎内に特別対策チームを結成、人口減少対策に本格的に取り組む考えがあるか伺います。

例年3月に国の交付金の減額補正を行っている社会資本整備事業のうち、計画通り進捗が図られていない事業は何事業ありますか。

交付金を活用した基幹事業すべてが住民サービスに直結する事業と思われるが、不透明な国の交付金措置でなく、町之最優先事業として位置付け、早期に工事の完了を目指すべきと思うが、町の考えを伺います。

風致公園・含翠園の完成に約4億円が支出されましたが、町民が切望した事業とは思えず、4億円あればコロナ禍で疲弊していた時期に、住民本位の様々なサービスが提供されたと思います。なぜこの時期に大型予算を投じて含翠園を整備しなければならなかったのか。町民優先が木村町長の健やかな町づくりの基本で

はなかったのか。当時、コロナ禍時点で先延ばしの検討はなかったのか。経過を説明願います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、学校建設に伴い今後の財政運営にどのような影響が想定されるのかについてであります。

町では、これまでも普通建設事業全体において、事業の優先度や老朽化の状況のほか、国や北海道の交付金の配分状況や事業の実施時期等を考慮しながら、年度間の事業規模の平準化を図ってきたところであり、その効果として、近年の町債残高は、平成29年度の106億円をピークに減少し続け、令和5年度末では約92億5千万円程度となる見込みであります。令和6年度と令和7年度においては、義務教育学校に係る外構工事などにより借入額の増加が見込まれ、令和7年度末では、一時的に121億円程度まで増加するものと考えております。

このため、令和8年度以降の普通建設事業につきましては、必要最小限にとどめていくことで町債借入額の抑制が可能と考えており、中長期財政見通しでは、令和11年度には、再び100億円を割る見込みとしております。

次に、財政健全化への影響についてであります。まずは、国の負担金や交付金を最大限に活用して町債の発行額を抑制し、可能な限り、借入条件が有利な過疎対策事業債等を選択することで、実質公債費比率や将来負担比率への影響も最小限に抑えられ、また、制度上可能な範囲で長期間の償還期間を選択することにより、償還額の平準化が図られることで、各年度の財政負担が軽減されていくものと考えております。

次に、健全化判断比率の見通しについてであります。はじめに、実質公債費比率については、借入条件の有利な地方債の選択や償還額の平準化により、令和4年度を下回る比率で今後も推移する見込みであり、また、将来負担比率については、町債残高がピークとなる令和7年度では125%まで上昇するものの、令和8年度以降は緩やかに下降していくものと考えており、財政運営上の大きな影響はないものと判断しております。

なお、過疎対策事業債には、国の地方債計画により配分枠が設けられており、年度によっては、希望額の全てを借り入れることが難しい場合も想定されますが、この場合には、各数値に一定程度影響を及ぼすこととなります。

いずれにいたしましても、資材高騰や労務単価の上昇など厳しい状況下にはありますが、令和7年度までを事業期間とする義務教育学校整備事業を円滑に実施するため、町といたしましては、今後も、北海道に対し過疎対策事業債の配分枠確保を求めていくなど、有利な財源確保に尽力するとともに、特定の年度に負担がかからないよう、普通建設事業の年度間の平準化を図りながら、健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

2 項めは、国・道からの経済対策が継続される見通しはあるのか。町独自の経済対策はどのように展開されるのかについてであります。

国ではこれまで、新型コロナウイルス感染症での感染拡大の影響を受けている地域経済などへの対応や、エネルギー・食料品価格高騰の影響を受けた生活者や事業者への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを創設しており、本町はこれまで、これらの財源を活用して様々な支援策を講じており、令和5年度では町内事業者への電気料高騰対策支援事業や町内全世帯への電気料等高騰支

援特別給付事業などを実施したところであります。

現時点において、今後の当該交付金に係る国からの追加支援の情報は寄せられておりませんが、エネルギーや食料品価格高騰が長期化する見通しであるため、令和6年度では町独自の対策として、本年度に引き続き、その影響を受ける町内全世帯に対し、電気料等高騰支援特別給付金の給付を実施してまいります。

3項めは、庁舎内に特別対策チームを結成し、人口減少対策に取り組む考えがあるかについてであります。

人口減少問題については、日本の総人口においても、毎年50万人程度の減少傾向となっている状況に加え、本町も含め地方においては、都市部への人口流出及び少子高齢化等の影響により、その対策が重要であるものと認識しております。

そうしたことから、本町においても人口減少問題に特化した戦略として、第2期岩内町総合戦略を策定し、4つの基本目標に沿った取組を行っているところであります。

また、この総合戦略の推進体制としては、町長を本部長とし、特別職及び部長職で構成する岩内町地方創生推進本部と、学識経験者や各関係機関、地方創生の取組に関心のある地域住民により構成される岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を主軸として、総合戦略の総合的な施策の企画並びに推進及び総合戦略に掲げた施策及び事業に係る調査・検討を進めることとしており、町といたしましては、この2組織を、庁舎内における特別対策チームに相当するものと位置付け、事業を推進しているところであります。

いずれにいたしましても、人口減少対策に取り組む上で、推進本部及び推進委員会において、毎年度、施策及び事業の進捗状況を踏まえた効果検証を行っていきながら、総合戦略に掲げられた施策及び事業を着実に推進することが重要であると考えておりますので、引き続き、地域の実情を十分踏まえながら施策の推進に努めてまいります。

4項めは、社会資本整備総合交付金を活用し、計画通り進捗が図られていない事業は何事業あるのか。また、町の事業として位置付け、早期に工事の完了を目指すべきと思うが、町の考えはについてであります。

平成22年度に創設された国の社会資本整備総合交付金は、それまでの国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金制度であります。

このため全国的には、その自由度の高さから要望事業が多岐に渡り、例年、各地方公共団体の要望額の総額が国土交通省の予算措置額を上回り、内示率が低調となり、事業実施に影響も出ている事も事実であります。

本町の社会資本整備総合交付金を活用している事業としては、道路照明灯や道路標識の転倒による第三者被害を防止する事を目的とした、道路ストック改修事業の一事業が計画を大きく下回っている状況であります。

その他の交付金事業につきましては、毎年3月の定例議会において関連予算を減額補正をしておりますが、一年ごとの進捗には一部遅れがあるものの、全体計画年次に掲げた完成年度には事業完了する見込みとなっております。

なお、計画に遅れが出ている道路ストック改修事業につきましては、町道等維持管理業務や直営によるパトロールなど点検を実施する事により、応急修繕

が必要な施設を把握するとともに、随時修繕を実施する事により、歩行者等の第三者被害が発生しないよう努めているところであります。

次に、町が単独で実施すべきとのことではありますが、社会資本整備総合交付金の国費率は60.5%と高率であり、財政的にも有利な制度であることから、本制度を利用せず町の一般財源や町債を財源とした場合には、建設事業計画全体にも大きな影響を及ぼすと考えられるため、今後においても、社会資本整備総合交付金の要望を継続し、事業完了までの進捗が図られるよう取り進めてまいります。

5項めは、風致公園・含翠園はなぜこの時期に整備しなければならなかったのか、コロナ禍時点で先延ばしの検討はなかったのか、についてであります。

含翠園の整備につきましては、地域の歴史的文化財産を再生する事により、往年の町民憩いの場としての復活と、将来的な観光資源としての活用が見込まれる事業であると考えております。

こうした地域振興に資する事業であることから、北海道が策定する原子力発電施設立地地域共生交付金規則の規定に基づく地域振興計画に登載する本町分の4事業の一つとして、平成31年2月開催の原子力発電所問題特別委員会に報告させていただき、その後、国の審査会を経て正式に登載された事業であります。

本事業は、令和元年度より令和5年度までの5か年事業とし、財源を原子力発電施設立地地域共生交付金と交付税措置率が高い過疎対策事業債を活用するなど、事業実施年度の一般財源を最小限にすることにより、コロナ禍における各種支援策に影響が出ないように努めてきたところであります。

また、地域振興計画登載事業であることから、事業完了を令和5年度までとすること、更に、本事業を延期した場合には、各種手続きなどにより交付金が未執行になることも懸念されたことから、事業の延期には至らなかったところであります。

いずれにいたしましても、風致公園・含翠園につきましては、初代岩内町長、梅澤六兵衛、後の梅澤市太郎氏が明治から大正にかけて整備した庭園で、当時から町民に親しまれ利用されており、また、まちに残された数少ない歴史文化財でありますので、桜の時期となる本年4月29日にオープニングセレモニーを行い、その後プレオープンとして利用者からのニーズ調査等を実施し、町のシンボリックな施設として更なる魅力向上につながるよう、管理運営に努めてまいります。

2 町の漁業政策を具体的に問う

福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う、トリチウムを含む処理水の放出に端を発した中国による日本産海産物の不買運動で、岩内産のナマコにも大きな影響が懸念されるが、国や道、町の対応について伺います。

昨年秋の爆弾低気圧により、漁網や漁獲高など秋鮭漁に甚大な被害をもたらしましたが、町として漁業者への具体的支援がなされたのか伺います。

大和埠頭にある水中養魚施設は砂の流入や越波、経年劣化等で使用不能となっていることから、市場内に代替施設ができますが、これまでの既存施設は今後どのように活用されるのか伺います。

岩宇地域における洋上風力発電の導入促進を進め、事業が実現した場合、漁業に与える影響はあるのか伺います。

今年度から開設される海水浴場について、水質検査や離岸流、水深調査を行ったと伺っているが、漁業権やこだま貝等の水産資源の密漁問題など、新たに懸念される漁業に与える対策をどのように考えているのか伺います。

アワビ、ウニ、ナマコなど浅海資源の密漁は後を絶たず、組織的な密漁グループは警察でも十分把握しているという事だが、警察の対応は極めて不十分です。形だけのパトカーの巡回でなく、現行犯逮捕に最大の努力を尽くすべきと思うが、浅海資源の密漁対策をさらに強化するため、町の警察への対応を伺います。

岩内港内では、漁船に装着しているガソリントankの盗難や漁船への悪質ないたずら行為、不審者が横行しており、防犯カメラの設置や警察の巡回強化など、漁民の生活を守る対策強化を求められますが、町の対応を伺います。

岩内郡漁協の公設市場周辺の衛生管理は最悪です。病原性大腸菌O-157の教訓から標津町では全道に先駆け、衛生管理を徹底したHACCP制度を導入し徹底した衛生管理を行っています。

市場屋上にカモメが群生し糞をまき散らしている光景を何も感じないのでしょうか。町として国際基準に基づいたHACCP制度を取り入れ、食の安心・安全に取り組むよう指導すべきと思うが、町の対応を伺います。

岩内町と連携協定している民間事業者によるトラウトサーモン海面養殖事業は3年目となり、事業終了となるのか。継続する受け皿があるのか。4年目以降の事業の可能性について町の考えを伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴うトリチウムを含む処理水の放出に端を発した、中国による日本産海産物の不買運動で岩内産のナマコにも大きな影響が懸念されるが、国や道、町の対応についてであります。

福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出による水産業における影響への対策として、国においては、総額1千7億円の水産業を守る政策パッケージを決定したほか、経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口の設置やアドバイザーの派遣を行うなど、事業者からの相談体制を整備したところであります。

また、北海道においては、ALPS処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議の開催、影響を受けている、または影響について懸念を持っている漁業者や水産加工・流通業者などからの相談を受け付けるため、特別相談窓口を開設するなどしたところであります。

町といたしましては、岩内郡漁業協同組合より、昨年の岩内産ナマコについて、前年に比べて平均キロ単価で約700円から1,000円程度の値下がりになったと伺っており、引き続き、岩内郡漁業協同組合などの関係機関と情報共有を図りながら、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

2 項めは、昨年秋の爆弾低気圧により、漁網や漁獲高など秋鮭漁に甚大な被害をもたらしましたが、町として漁業者への具体的支援がなされたのかについてであります。

昨年10月6日の爆弾低気圧による高波により、町内のサケ定置網19か統中17か統が全壊などの被害を受け、11経営体のうち2経営体を残し、今季の操業を断念せざるを得ない事態となったところであります。

この被害を受け、岩内郡漁業協同組合と後志南部海域の町村長が後志総合振興局長を訪問し、被害状況の報告と被害を受けたサケ定置網の導入に対する支援要請をしたほか、岩内郡漁業協同組合において、被害を受けた漁業者へ支援策を検討するための意向調査を実施し、その後、町と岩内郡漁業協同組合との間で協議した結果、支援策については、新たにサケ定置網を製作するための費用に対し助成される、北海道からの地域づくり総合交付金事業を令和6年度において活用することで現在、手続きを進めているところであります。

3 項めは、大和埠頭にある水中養魚施設は砂の流入や越波、経年劣化等で使用不能となっていることから、市場内に代替施設ができるが、これまでの既存施設は今後どのように活用されるのかについてであります。

大和埠頭にある水中養魚施設は、平成16年に漁業者の経営安定に資するよう、海洋深層水を使用して安定的な出荷調整機能を維持し、水産物の付加価値向上を図るため整備された施設であります。

施設ではこれまで、タコやウニなどの蓄養に利用されておりますが、近年は施設の老朽化や立地的要因などから、砂の流入や波浪の影響による施設の破損が頻繁に起こるなど、施設の維持が難しい状況になってきたところであります。

そのため、数年前より、使用する漁業者及び岩内郡漁業協同組合に対し、施設が使用できなくなった場合の対応などについて、関係者間で早期に検討してほしい旨をお伝えしてきたところであります。

町といたしましては、大和埠頭の現況などから、修繕等を行ったとしても、今後も継続して施設を使用することは困難であると判断し、既存の水中養魚施

設の使用については、本年度末で中止したいと考えております。

4項めは、岩宇地域における洋上風力発電の導入促進に向け、漁業に与える影響はあるのかについてであります。

現在、当町を含む、寿都町、蘭越町、共和町、泊村、神恵内村の6町村、及び古宇郡、岩内郡、寿都町の3漁協で構成する岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法の規定に基づく促進区域への指定に向けた取組を進めているところでありますが、現時点では、洋上風力発電の導入による各種調査を実施していないことから、当海域における漁業影響の有無につきましては、明確になっておりません。

しかしながら、再エネ海域利用法第8条第1項、促進区域の指定基準の第5号において、漁業への支障について項目立てされており、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることが指定基準として明文化されております。

したがって、今後、再エネ海域利用法に基づく協議会、いわゆる法定協議会が開催され、選定事業者に求める事項を文書化していくこととなりますが、その中でも、漁業影響調査においては、地域の漁業の特性等を勘案して、調査の方法及び考慮すべき事項を整理する必要があることから、町といたしましても、調査内容やそれにより得られるデータなどについて、漁業者等と十分な協議を行い、より具体的な調査内容が反映された事業計画とすることで、洋上風力発電の導入により漁業に支障を及ぼすことのないよう選定事業者に対して要望していきたいと考えております。

5項めは、今年度から開設される海水浴場での漁業権や密漁などの対策をどのように考えているのかについてであります。

新たな海水浴場につきましては、本年7月中旬の開設を目途に、これまで水質や離岸流などの各種調査を取り進めてきたところであります。

その調査結果を踏まえ、町では海水浴場としての適正があると判断したことから、現在、岩内郡漁業協同組合に対し、本事業の趣旨や海水浴場として使用したい遊泳区域などを明示した中で、区画漁業権上での海水浴場開設の可否について協議を申し入れているところであります。

また、海水浴場内での密漁などの対策につきましては、今後の岩内郡漁業協同組合との協議にもよりますが、海水浴場での利用上のルール看板設置による密漁防止などの啓発のほか、岩内郡漁業協同組合が実施している浅海資源密漁取締事業への密漁監視協力や、海水浴場開設に伴う監視員の配置などにより、対策を講じていくよう考えております。

6項めは、形だけのパトカーの巡回でなく、現行犯逮捕に最大の努力を尽くすべきと思うが、浅海資源の密漁対策をさらに強化するための、町の警察への対応についてであります。

町内におけるナマコやアワビなどの組織的な密漁者対策については、これまで、岩内郡漁業協同組合からの要請により、岩内警察署による夜間パトロールなどが実施されてきたところであり、一定の効果はあったものと認識しておりますが、密漁被害へのより効果的な対策については、本町のみならず全道的な課題であり、密漁が後を絶たないのが現状であります。

そのため、岩内警察署のみならず、小樽海上保安部や岩内郡漁業協同組合など、関係機関が一体となった取り組みが必要不可欠であり、町といたしまして

は、今後も、岩内警察署も構成員である小樽地区密漁防止対策協議会や岩宇沿岸防犯協力会などにおいて、岩内郡漁業協同組合などの関係機関とともに、当地域における効果的な密漁対策について、引き続き、意見交換や情報共有を図ってまいります。

7項めは、岩内港内の防犯カメラの設置や警察の巡回強化など対策強化を求めますが、町の対応はについてであります。

港湾施設内における防犯対策につきましては、港格が重要港湾以上の港湾につきましては、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条により重要国際埠頭施設の保安の確保のために設定した制限区域の内外の監視を義務付けられているため、監視カメラを設置している事例はあるものの、岩内港を含む地方港湾には同法の制限がかからないことから、基本的には岩内町港湾管理条例に基づき、使用や占有が許可された者の責任において行われるものと考えており、本条例第9条、賠償責任においても、港湾施設等の使用又は占有の許可を受けた者が、その使用又は占有によつて船舶又は貨物その他について生じた損害は、すべて使用者においてその責に任ずるものとする、と定められております。

よつて港湾施設等の使用者又は占有者などから、港湾施設内に防犯カメラなどの防犯設備の設置をしたいなどの相談があった際には、防犯設備の占有位置の選定など、柔軟に占有協議を行っていくとともに、他の港湾管理者との情報共有を図りながら、今後の整備についても検討を続けてまいります。

町といたしましては、広く町民の生活を守る観点からも、引き続き定期的な施設点検パトロールを実施するとともに、盗難やいたずら行為に対しては、小樽海上保安部や岩内警察署など関係機関と連携しながら、港湾の安全確保に努めてまいります。

8項めは、岩内郡漁協の市場周辺の衛生管理について、町として国際基準に基づいたHACCP制度を取り入れ、食の安心・安全に取り組むよう指導すべきと思うが、町の対応はについてであります。

HACCPとは、食品の安全性を確保するため、原材料の生産から消費者に渡るまでの工程で、あらゆる危害の発生を分析・予測し、その危害が起こらないように工程中の重要な管理点を決め、チェック項目を常時記録して常に安全性を確かめながら製造工程を監視する方式であります。

北海道において、平成11年度に水産物品質管理高度化推進事業の中で、秋鮭をモデル魚種とした生産者から市場までの品質管理高度化モデル計画を策定しましたが、そのモデル地区となったのが標津町での取り組みであり、国内の食品製造、加工の現場においても取り組みが広まってきているものと認識しております。

しかしながら、この取り組みを実施するためには、市場、加工、流通までの地域水産業界が連携し、一体となって取り組むことが必要となるため、岩内郡漁業協同組合や町内の加工業者など、関係者の取り組みへの理解が必要不可欠であると考えており、そのためには、まずは関係者の理解促進を図られるための取り組みを検討してまいります。

9項めは、岩内町と連携協定している民間事業者によるトラウトサーモン海面養殖事業は3年目となり、事業終了となるのか、継続する受け皿があるのか、4年目以降の事業の可能性について、町の考えはについてであります。

青森県の株式会社オカムラ食品工業と日本サーモンファーム株式会社との包

括的連携協定に基づき、令和4年12月より、旧フェリー埠頭東外防波堤の港湾内で開始したトラウトサーモン海面養殖試験につきましては、事業期間を令和7年11月30日までの約3年間としております。

株式会社オカムラ食品工業と日本サーモンファーム株式会社とは、これまでのトラウトサーモンに対する養殖技術等の情報提供や、海面養殖試験の実施などにおいて、良好な関係を築いているものと認識しているほか、日本サーモンファーム株式会社においては、生産体制のさらなる拡大とリスクヘッジを視野に、新たな拠点づくりを北海道に求めていると伺っております。

そのため、試験事業終了後は、町といたしましては、本町への誘致を視野に入れ、町の湧き水を活用したふ化事業・中間養殖事業の展開拡大、並びに北海道を事業拠点とした北海道ブランドの構築など、ふ化から中間養殖・成魚養殖の一連の事業が当地域で安定的に実施されるよう連携していきたいと考えております。

< 再 質 問 >

密漁問題について。

令和3年度に策定した岩内町過疎地域持続的発展市町村計画での、水産業の密漁対策では、潜水具を利用した悪質な密漁者が増加し、アワビ、ウニ、ナマコ等を大量に密漁していることから、密漁者を排除し、浅海資源を保護しますと書かれています。

また、岩内町や警察署も参加している広域の密漁防止対策協議会での看板には、密漁は犯罪ですと書かれた看板が各所に張り出されています。しかし、密漁者の手口は巧妙で、夜間から早朝にかけ組織的に行われるため、しかも、罰則規定が強化されても現行犯でなければ検挙できず、初犯で重罪になることがないために、現金収入を得るには最も手軽な犯罪と言われ、後を絶たないのが現状になっています。

密漁者の背後には、売りさばく闇の取引業者がいて、最終的には反社会勢力の資金源になっており、漁民や民間パトロールの監視活動には限界があり、警察権力の介入無しには問題解決にはなりません。

岩内地区には2台の監視カメラが設置されていますが、透視範囲が限定的で死角になる部分が多く、密漁者はカメラの写らない場所を熟知していて、真冬でもスーツを着て密漁を行っている痕跡があります。

警察による巡回パトロールは行われておりますけれども、時間帯が決まっているために抑止力にならず、密漁者の検挙にはほど遠い形だけのものになっています。

私が言いたいのは、密漁は犯罪なのになぜ密漁がなくなるのか。警察はその密漁グループを取り締まらないという、何か理由があるのではないかということで、極めて疑問に思っています。

町は地元警察への要請だけでなく、水産庁始め関係省庁、国の警察機関、強いては国会や道議会への働きかけも含め、あらゆる対策を強力に進めるべきと考え、町の対応を再度伺います。

【答 弁】

町 長：

密漁対策については、これまでの取組により一定の効果はあったものの、組織的な密漁対策には全道的・全国的にも課題があると考えております。

こうしたことから、後志総合開発期成会において、水産庁と北海道に対して、密漁防止対策事業の実効ある施策の推進について要望活動を展開しており、引き続き、岩内警察署や小樽海上保安庁、岩内郡漁業協同組合などとの連携を強化し、実効性のある対策について検討してまいります。